

「利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画（案）」について
関係都県知事からいただいたご意見

国土交通省関東地方整備局

河砂第 494 号
令和 5年10月31日

国土交通省 関東地方整備局長 様

埼玉県知事 大野 元裕

利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画【大臣管理区間】(案)について(回答)

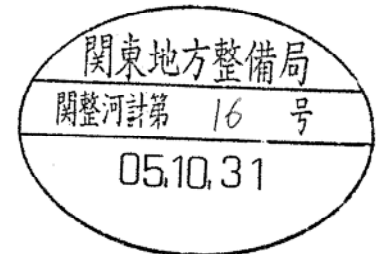
令和5年10月13日付け国関整河計第39号で照会あった標記に対する意見について、下記のとおり回答します。

記

「利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画【大臣管理区間】(案)」について異存はない。

事業の実施にあたっては、県内の治水安全度向上のため、早期に事業効果が発現するよう取り組むことを願います。

また、関係市町長の意見は別紙のとおりであるので、参考にされたい。



「利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画【大臣管理区間】（案）」に対する意見について

【関係市町回答一覧】

市町村名	回答
1 さいたま市	意見なし
2 熊谷市	意見なし
3 川口市	意見なし
4 行田市	意見なし
5 加須市	意見なし
6 春日部市	意見なし
7 羽生市	意見なし
8 鴻巣市	意見なし
9 上尾市	意見なし
10 草加市	国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」指定地内における現状変更には、本市教育委員会及び文化庁への現状変更等許可申請が必要となります。当該整備計画の実施に当たっては、本市の国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」整備基本計画に則るとともに、本市の建設部及び教育委員会並びに文化庁との協議に遺漏のないようにお願いします。 【担当所管：生涯学習課】
11 越谷市	意見なし
12 桶川市	意見なし
13 久喜市	意見なし
14 北本市	意見なし
15 八潮市	意見なし
16 三郷市	①新規放水路の整備や八潮排水機場の増強、八条橋、潮止橋、柳之宮橋などの整備メニューが示されているが、整備にあたっての順序などについて、各市町との調整を十分に図ること。 ②八潮排水機場の増強により、三郷放水路への負担がかかることの無いよう、新規放水路の整備や中川の河川改修の整備に早期着手すること。
17 蓮田市	意見なし
18 幸手市	意見なし
19 吉川市	新規放水路の計画策定にあたっては、整備予定地に該当する市町と事前に十分な調整を図られ、地元の意向が反映されるとともに、円滑に事業が推進されるようお願いいたします。
20 白岡市	意見なし
21 伊奈町	意見なし
22 宮代町	意見なし
23 杉戸町	意見なし
24 松伏町	当計画に基づき更なる治水安全度の向上を目指した河川改修の推進をお願いします。 また、新規放水路整備の早期着手を図るとともに、実施にあたっては事前に関係市町と調整し、地元の意向を反映するようお願いいたします。

「利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画【大臣管理区間】（案）」に対する意見について

【関係課回答一覧】

	担当部局	市町村名	回答
1	河川	河川環境課	意見なし
2	水道	土地水政策課	意見なし
3		水道企画課	意見なし
4		水道管理課	意見なし
5	環境	水環境課	意見なし
6		みどり自然課	・計画については異存なし ・埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例で指定された県内希少野生動植物種の生息・生育が確認され、個体の捕獲等を行う場合は、条例第38条第3項に基づく知事あての通知が必要となります。 また、県としては生息状況を把握したいので、生息が確認された場合には捕獲等をしなくても情報提供いただくようお願いいたします。
7		温暖化対策課	意見なし
8		下水道事業課	意見なし
9	工業用水	産業支援課	意見なし
10	文化財保護	文化資源課	対象地における埋蔵文化財の所在が不明のため、事業の実施にあたりましては今後当課と協議するようお願いいたします。
11	農林水産	生産振興課	意見なし
12		森づくり課	意見なし
13		農村整備課	意見なし



5 建河計第 2 5 9 号
令和 5 年 1 0 月 3 0 日

国土交通省関東地方整備局長 殿

東京都知事



利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画【大臣管理区間】(案) について (回答)

令和 5 年 1 0 月 1 3 日付国関整河計第 3 9 号にて照会のあった標記について、
下記のとおり回答いたします。

記

中川・綾瀬川の整備の推進については、従前より要望してきたところである。
従って、本計画に基づき、引き続き中川・綾瀬川の整備の早期実施に取り組み、
治水安全度及び利水安全度の向上などを図っていただきたい。

利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画【大臣管理区間】(案) については、別
紙の東京都及び関係区の意見を踏まえ対応いただきたい。



東京都及び関係区の見解

【東京都建設局】

都は、本計画における流域の最下流に位置していることから、都民の命と暮らしを守るため、本計画に定める堤防の整備や地震対策を確実に進め、洪水・高潮・地震による水害に対する安全性の向上を速やかに図っていただきたい。

また、気候変動に伴う降雨量の増加や海水面の上昇に対する対策にあたっては、都と十分に連携を図っていただきたい。

【東京都水道局】

P42：5. 河川整備の実施に関する事項について

当該河川の整備区間において、水道管や取水施設をはじめとする当局管理施設（以下「水道施設」という）を占用させていただいております。

河川整備に当たり、水道施設との近接施工等により、施設管理に影響を及ぼす場合がありますので、個別事業の計画段階で、各管理部署への事前協議・調整をお願いいたします。

P45：表 5-6 地震対策に係る施行の場所

三郷放水路には、江戸川への都市用水の確保機能がありますので、三郷水門の耐震対策工事を行う際は、導水への影響を最小限にするとともに、関係利水者との調整をお願いいたします。

全体：本計画の対象施設に含まれる武蔵水路は、都の水源量の約4割を利根川から荒川に導水しており、安定給水を確保する上で、最も重要な施設の一つとなっています。当該施設について、河川整備計画に基づく施策の立案や実施を行うにあたっては、関係利水者等と十分調整をお願いいたします。

【足立区】

河川整備の対象期間が概ね30年間としているが、早期実現に向け取組んでもらいたい。

- 1 流域外へ排水することを目的とした八潮排水機場増強や新規放水路整備
- 2 既設排水機場などの河川管理施設の老朽化対策
- 3 重要水防箇所解消に向けた当区内の堤防の整備など

【江戸川区】

- 1 洪水氾濫等による災害から流域住民の生命・財産を守るため、堤防の築堤・嵩上げ・拡幅、河道掘削、新たな放水路整備及び超過洪水対策などの社会基盤整備の加速化、着実な推進を図られたい。

以上